

## 札幌市産婦健康診査実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対して実施する産婦健康診査（以下「健診」という。）にかかる費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を整備することを目的とし、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第13条に規定する健診の実施について必要な事項を定めるものとする。

### （実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、札幌市（以下「市」という。）とする。ただし、健診の実施上必要と認めるときは、健診の全部又は一部を第4条に掲げる機関に委託することができる。

### （対象者）

第3条 健診の対象者は、健診日において、住民基本台帳法（昭和41年法律第81号）に基づき、札幌市の住民基本台帳に記載されている出産後8週間以内の産婦とする。

なお、死産及び流産した者を含むこととする。

### （実施機関）

第4条 健診は、北海道が定める「妊産婦健康診査及び乳児健康診査協定書」に基づく委託医療機関（以下「委託医療機関」という。）において実施するものとする。

### （受診票の交付）

第5条 市は、母子保健法第15条の規定により妊娠の届出をした妊婦に対し、産婦健康診査受診票（様式第1号）（以下「受診票」という。）を交付する。

2 市は、受診票を紛失等した産婦または他市町村より転入した産婦から産婦受診票の交付申請があったときは、紛失等以前の受診または他市町村での受診と合わせて2回の受診回数となるよう受診票を交付する。

### （実施方法）

第6条 産婦は、健診を受診しようとするときは、受診票に必要事項を記入し、委託医療機関に提出して受診するものとする。

2 産婦は、医師又は助産師から受診回数の指示を受け、産後2週前後（産後2～3週間の時期）、産後1か月前後（産後4～6週間の時期）に委託医療機関で受診する。

3 市は、受診票の交付を受けた産婦が、里帰り出産等やむを得ない理由により委託医療機関外の産科婦人科医療機関及び助産所（分娩を取り扱っており、かつ、医療法（昭和23年法律第205号）第19条の規定を満たしている助産所に限る）において健康診査を受診した場合は、別に定める方法により、当該健康診査に要した費用の一部について助成を行うことができる。

ただし、日本国外での受診分は助成対象としない。

#### （健診方法）

第7条 本事業において公費助成の対象となる健診の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等）
- (2) 診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
- (3) 体重・血圧測定
- (4) 尿検査（蛋白・糖）
- (5) 産婦の精神状況に応じて、ツールを用いた客観的なアセスメントを行うこと

ツールは、エジンバラ産後うつ病質問票を推奨

- 2 委託医療機関は、健診結果により支援を要するものと判断される場合には、産婦の同意を得た上で、速やかに各区健康・子ども課へ保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業等により情報提供する。
- 3 市は、委託医療機関から情報提供があった場合は、産婦健康診査の結果を踏まえ、支援が必要と認められる場合には対象者に対して適切に支援する。
- 4 市は、支援の結果について、必要に応じて、支援状況を記載した報告書等にて実施機関へ報告を行うこととする。
- 5 保険診療により健診を実施した場合は当該健診を対象外とする。

#### （健診の費用助成及び回数）

第8条 健診に係る助成は、1回あたり5,000円を限度に助成し、助成額上限を上回る額については産婦の自己負担とする。回数は、対象者1人につき2回を上限とする。

- 2 健診に係る助成は、助成する額を委託医療機関に支払うことにより行う。

#### （費用の請求）

第9条 委託医療機関は健診を実施した場合、健診費用から市が定める助成額を控除した金額を本人から徴収するとともに、第8条で定める助成額について、産婦健康診査費用請求書（様式第2号）を作成し、受診票に必要事項を記入の上、実施月の翌月15日までに前月分を市に提出するものとする。市長が特に必要と認めたものは別に定める。ただし、3月実施分については、速やかに提出するものとする。

- 2 委託医療機関は、市が定める助成額よりも委託医療機関が定める健診費用の

方が低い場合、委託医療機関が定める健診費用を市に請求する。

#### (委託料の支払い)

第10条 市は、前条の規定に基づき費用の請求を受けたときは、その請求内容を審査し、適正な請求書を受けた月の翌月の末日までに支払うものとする。  
ただし、3月実施分については5月末日までに支払うものとする。

#### (償還払いによる費用助成)

第11条 市は、委託医療機関以外の医療機関等で健診を受診したもの及び委託医療機関でやむを得ない事情により全額自己負担で健診を受診したものについては償還払いにより対応することができる。

2 助成を受けようとするものは、札幌市妊婦一般健康診査等助成費支給(償還)要領に定める「札幌市妊婦一般健康診査等助成費支給(償還)申請書」に必要事項を記入し、次に掲げる書類を揃えて、原則最後に健診を受診してから1年以内に申請するものとする。

- (1) 札幌市妊婦一般健康診査等助成費支給(償還)申請書
- (2) 受診票
- (3) 健診結果が記載された母子健康手帳等の写し
- (4) 医療機関が発行した健診費用が確認可能な領収書及び領収書では確認が困難な場合診療明細書
- (5) 対象者の預金通帳
- (6) 印鑑(申請者本人以外の者へ受領を委任する場合)
- (7) その他市が助成の決定を行う際に必要と認めるもの

3 市は、前項の書類の内容を審査し、助成の承認又は不承認の決定を行い、札幌市妊婦一般健康診査等助成費支給(償還)要領に定める札幌市妊婦一般健康診査費等助成費支給(償還)決定通知書により申請者に通知するものとする。

#### (助成決定の取り消し及び助成金の返還)

第12条 市は、偽りその他の不正行為等により健診にかかる費用の助成を受けた者がいるときは、その者から助成金の全部又は一部を返還させることができる。

#### (委任規定)

第13条 この要綱に定めることのほか、事業の実施について必要な事項は、母子保健担当部長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。